

第 6537 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年10月8日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 自宅に設置した太陽光の余剰電力の売却収入

Q : 自宅に太陽光を設置しました。余剰電力を売却したいと思っていますが、どのような取扱いになりますか？

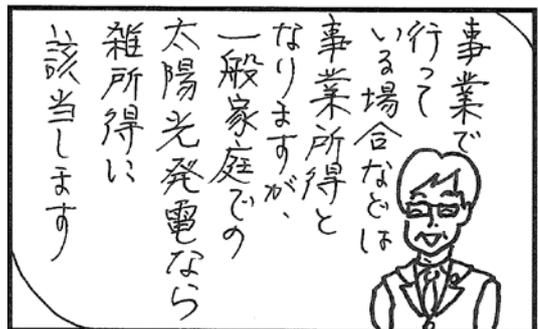
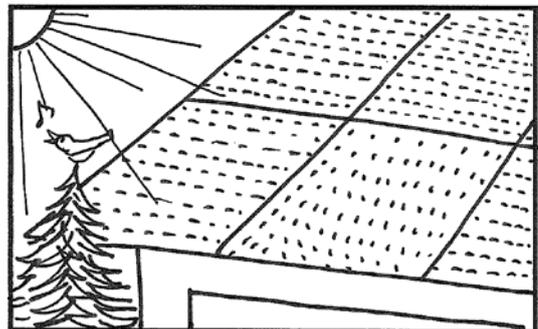
A : 次のような取扱いになります。

【解説】

余剰電力の買取りは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づいて、太陽光発電による電気が太陽光発電設備が設置された施設等において消費された電気を上回る量の発電をした際に、その上回る部分はその施設等に接続されている配電線に逆流し、これを一般送配電事業者等である電力会社が一定期間買い取ることとされているものです。

余剰電力の売却収入については、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には事業所得に該当しますが、給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には、雑所得に該当することとなっています。

なお、一般家庭で行われる太陽光発電であっても、一定規模以上の太陽光発電設備により発電が行われる場合には、その送電された電気の全量について電力会社に売却することができます(全量売電)が、この場合の売電収入も、事業として行われている場合を除き、雑所得に該当することとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】